有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会
第２次アクションプラン策定業務

プロポーザル　実施要領

令和２年９月 14 日

有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会

１．趣旨

当部会は４市２町（大牟田市、柳川市、みやま市、荒尾市、南関町、長洲町）で構成される「有明圏域定住自立圏推進協議会」の広域観光振興部会として、「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づき、平成 28 年度に策定した第１次アクションプランに沿って事業を推進してきた。このアクションプランが令和元年度で終了したことから、令和２年度は新たに第２次アクションプランの策定を行うこととしている。

本要領は、第２次アクションプランの策定にあたり、専門的知見を有する事業者に業務委託を行うことで質の高い成果を得るため、公募型プロポーザルにより委託事業者を選定するものである。

２．契約方法

プロポーザル方式による随意契約

本業務に係る仕様を提示し、事業案等を募集する。各事業者からの提案等は、審査のうえ、最も優れた案を提示した事業者との間で、業務委託契約を締結する。

３．業務内容等

別途提示する仕様書のとおり（別紙）

４．契約期間

契約締結の日から令和３年３月 31 日まで

５．委託業務上限額

3,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

６．提案募集参加資格

事業案等の提出を依頼する事業者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすこととする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

（２）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中の事業者でないこと。

（３）次のいずれにも該当しないこと。

①暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人等。

②暴力団員が実質的に運営している法人等。

③暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している。

④契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結

している。

⑤暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している。

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している。

７．　質問書の提出

本業務に対する質問は、電子メールまたは FAX により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、依頼事業者全員に通知します。

①提出様式：特に問いません。（法人名、連絡先、担当者氏名を明記し、要旨を簡潔にまとめてください。）

②提出期限：令和２年９月 24 日（木）

③提出先　：有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会
事務局　大牟田市産業経済部観光おもてなし課（TEL：0944-41-2750）

④提出方法：電子メール：e-kankoomotenashi01@city.omuta.fukuoka.jp
FAX：0944-41-2764

※質問書を提出された際は、大牟田市観光おもてなし課まで電話で到着を確認してください。

８．事業案等の提出

（１）提出書類

下記の書類について、指定された部数を提出してください。

なお、副本については、提案者が判明しないよう、事業者が推定できるような記述、ロゴ等の挿入は行わないでください。

	提出書類	部数	内容
1	企画提案参加申込書	正本のみ	様式１
2	企画提案書	正本１部 副本６部	任意様式 以下の内容を簡潔にまとめること ①業務実施方針（コンセプト） ②本業務に対する企画・アイデア ③その他、貴社のＰＲポイントなど
3	会社概要書	正本１部 副本６部	様式２
4	類似業務実績調書	正本１部 副本６部	様式３
5	業務工程表	正本１部	任意様式

		副本６部	
6	見積書	正本１部 副本６部	任意様式 ①見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含む額を記入すること ②見積書には、積算内訳として、会議運営費、計画案作成費、その他の経費を明記すること
7	申立書	正本のみ	様式４

（２）提出期限

令和２年 10 月 14 日（水）

※持参の場合は、土日祝日を除く、午前８時 30 分から午後５時 15 分まで。

郵送の場合は締切日までに必着のこと。

（３）提出先：有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会

郵便番号　836-8666

住　　所　福岡県大牟田市有明町２丁目３番地

有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会事務局

（大牟田市産業経済部観光おもてなし課）

（４）提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は簡易書留郵便によること。

※郵送で提出の場合、提出期限までに観光おもてなし課に電話で到着を確認してください。

９．選考

（１）選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会第２次アクションプラン策定業務委託　契約者選定委員会」において評価を行い、契約者を選定します。プレゼンテーションは、選定委員会開催時に行うものとします。なお、選定基準を満たしていない場合は、応募者が１業者であっても選定されません。

（２）評価項目

別表「評価項目」のとおり。

１０．委託業者の決定

審査の結果を基に、委託業者を決定します。選定結果につきましては、提案者全員に対して、連絡を行います。

１１．企画提案募集スケジュール

（１）事業案等依頼

令和２年９月14日（月）

（２）本業務に関する質問書の提出締切

令和２年９月24日（木）

（３）企画提案書等提出期限

令和２年10月14日（水）17時15分まで

（４）審査日（プレゼンテーション）

令和２年10月中旬～下旬（時間等詳細は、別途連絡するものとします。）

（５）審査結果通知

令和２年10月下旬（予定）

（６）契約の締結

委託業者決定後、速やかに契約を行います。

１２．契約に関する基本事項

・委託予定事業者は、有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会と契約内容等詳細について協議します。

・提案いただいた事業内容については、双方協議のうえ変更する場合もあります。

・暴力団排除措置として、契約書には暴力団排除条項を記すとともに、「誓約書」を提出していただきます。なお、提出がない場合は、契約の締結ができません。

１３．その他留意事項

・書類作成経費等につきましては、各事業者の負担でお願いいたします。

・書類に虚偽の記載があった場合、提出は無効となりますので、ご了承ください。

・書類提出後の事業案等の修正又は変更は認めません。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、当部会が承諾したものについては、この限りではありません。

・提出された書類等は返却いたしません。

・応募後に辞退する場合は、「辞退届（様式５）」を提出してください。

・採用決定後、選定に関する問合せには一切応じないものとします。

１４．問合せ先

有明圏域定住自立圏推進協議会広域観光振興部会

事務局　大牟田市産業経済部観光おもてなし課（担当：久冨・坂口）

電話：0944-41-2750　　FAX：0944-41-2764

メールアドレス：e-kankoomotenashi01@city.omuta.fukuoka.jp

別表　評価項目

（１）業務遂行体制	過去に類似業務の実績があり、事業を遂行するための専門知識・経験等の活用を期待できるか。
	経験及び専門知識を有した者の配置など、事業を円滑かつ着実に遂行できる運営体制がとられているか。
	発注者との業務分担や連携について明確であるか。
	業務執行過程がスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか。
（２）企画提案力	本業務の目的、趣旨を十分に踏まえた提案がなされているか。
	有明圏域定住自立圏共生ビジョンとの関連性は適格か。
	有明圏域の現況・特有の課題への理解は十分か。
	提案内容は理論的であり、実現性があるか。
	独自の視点や提案は、本業務において有効か。
（３）見積金額	見積額が委託上限以内であり、積算内訳が妥当であるか。